

愛知医科大学と愛知県立長久手高等学校との高大連携に関する協定書

愛知医科大学（以下「大学」という。）と愛知県立長久手高等学校（以下「高校」という。）とは、相互の教育及び研究に係る交流・連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学及び高校が相互の信頼関係に基づき、双方の教育及び研究機能についての交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学教育が求める学生像及び教育内容への理解を深め教育・研究に寄与することにより大学教育・高校教育の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 大学及び高校が行う交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 大学の授業科目への特別受講生の受入れ
- (2) 大学の各種公開講座への受講生の受入れ
- (3) 大学教員による高校への出張講義
- (4) 教育及び研究についての情報交換及び交流
- (5) その他、双方が協議し同意した事項

（連携推進会議と外部評価）

第3条 この協定に基づく活動を円滑に進めるため、大学及び高校の代表者によって構成する高大連携推進会議を設置し、その事務局を大学と高校に交互に置く。また、第三者による外部評価を継続的に行うこととする。

（有効期限）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は平成30年3月31日までとする。ただし、期限満了の1月前までに大学又は高校のいずれかから異議の申し立てがない場合には1年間更新し、以後も同様とする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、大学の学長及び高校の校長が協議の上、定める。

（守秘義務）

第6条 大学及び高校は、この協定に基づき知り得た事項について、第三者に対し開示してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成29年11月10日

愛知医科大学
学長

佐藤 啓二



愛知県立長久手高等学校
校長

瀬治山みどり

